

令和4年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和6年1月

環境省 水・大気環境局 環境管理課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8
<図表編>		
表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	令和元年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和4年度中におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設を設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設を設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。令和5年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は251,756（253,164）（括弧内数値は令和4年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,058（3,045）、合計で254,814（256,209）であり、令和4年3月末時点と比較すると、特定事業場数は1,395件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は5（5）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

29,910 (30,018) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,494 (3,472) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,257 (10,193) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,751 (3,875) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,502 (17,540) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は 3,917 (3,962) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は 469 (456) であった。令和 5 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 5 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,632 (1,650) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 637 (661) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 56 (66)、209 (234) であり、これらを合計した事業場の総計は 1,897 (1,950) であった。

なお、これら 1,632 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 8、八郎湖 20、霞ヶ浦 356、印旛沼 203、手賀沼 78、諏訪湖 61、野尻湖 0、琵琶湖 569、中海 72、宍道湖 94、児島湖 171 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 188,962 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 188,962 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の規模の小さい事業場数は 170,715 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和4年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,087件、法第5条第2項に係る届出数は0件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は361件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は254件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,771件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができることとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和 4 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和 4 年度中における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 10 件で、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。また、法第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 5,743 件であり、公共用水域関係では 5,050 件、地下水関係では 693 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和 4 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 26,709 件、夜間立入が 528 件で立入件数は計 27,237 件であった。なお、27,238 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,243 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和4年度中における排水基準違反の件数は1事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが0件で、海上保安庁の調査によるものが1件であった。

なお、違反業種・施設名は、その他無機化学工業製品製造業であり、違反物質・項目は、水素イオン濃度（pH）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

令和4年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は212件（内訳：公共用水域関係203件、地下水関係9件）、法第14条の2第2項に係る届出数は31件（内訳：公共用水域関係28件、地下水関係3件）、法第14条の2第3項に係る届出数は236件（内訳：公共用水域関係169件、地下水関係67件）、法第14条の2第4項に係る命令数は0件であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、令和4年度中に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第14条の8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第14条の9)。

令和4年度中における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和5年3月末現在、209地域(41都府県333市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりんの含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第12条の2)。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第8条の2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第13条第3項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表11、表12に示す。令和5年3月末現在における指定地域内事業場の数は9,337であり、令和4年3月末時点(9,562)と比較すると事業場数は、約98%であった。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾1,308(約14%)、伊勢湾2,924(約31%)、瀬戸内海5,105(約55%)であった。また、法

第 14 条第 3 項に係る届出数は 419 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令は 1 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 63 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 235 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 398 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）であって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等しようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月における自然海浜保全地区の新たな指定あるいは廃止は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、令和 4 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

令和 4 年度中における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、表 15 に示すように 305 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 229 件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第 15 条及び第 16 条）は 1 件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）も 1 件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第 8 条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第 20 条第 2 項）。

令和 4 年度中における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 129 件、口頭による指導が 56 件で、内容は処理施設の改善が 43 件、排水の一時停止が 0 件、その他が 142 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導も 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場		
A 令和5年3月 末現在		254,814 (5)	29,910	3,494 (2)	221,153	10,257 (3)	3,751	3,917 (469)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	251,756 (5)	27,067	2,957 (2)	220,938	10,227 (3)	3,751	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,058	2,843	537	215	30		
B 令和4年3月 末現在		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875	3,962 (456)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,045	2,821	527	224	29		
対前年比 A / B		(99%)	(100%)	(101%)	(99%)	(101%)	(97%)	(99%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	(97%)	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(100%)	(101%)	(102%)	(96%)	(103%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場												
		特定事業場										有害物質貯蔵指定事業場												
		総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数			②うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)			③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数			④うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)			⑤第5条第3項有害物質使用事業場	有害物質貯蔵指定事業場の総数	うち有害物質貯蔵指定施設の数	総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数		②うち有害物質使用特定事業場		③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	
50m ³ /日以上の事業場数	うち有害物質使用特定事業場		(地下浸透分)	50m ³ /日未満の事業場数	うち有害物質使用特定事業場	(地下浸透分)	有害物質貯蔵指定事業場の総数	うち有害物質貯蔵指定施設の数	50m ³ /日以上の事業場数	うち有害物質使用特定事業場	50m ³ /日未満の事業場数	うち有害物質使用特定事業場												
1	北海道	5,077	1,268	28		3,750	110		59	70	20													
2	青森県	3,748	359	15		3,388	43		1	7	1													
3	岩手県	4,659	550	43		4,101	96		8	36	4													
4	宮城県	4,119	470	45		3,648	115		1	30	7													
5	秋田県	2,725	502	33		2,223	62	(1)		21	2													
6	山形県	2,769	431	56		2,337	130		1	39	1													
7	福島県	5,349	668	80		4,681	146			54	3													
8	茨城県	7,301	783	133		6,507	208		11	142	19													
9	栃木県	7,473	994	72		6,479	164			73	6													
10	群馬県	2,824	576	59		2,232	93		16	39	2													
11	埼玉県	5,463	550	67		4,896	439		17	128	5													
12	千葉県	7,647	743	68		6,880	140		24	111	10													
13	東京都	2,321	85	10		1,274	271		962	141	22													
14	神奈川県	3,311	226	34		3,070	102		15	51	2													
15	新潟県	5,310	616	58		4,690	313		4	88	5													
16	富山県	2,449	327	94		2,112	110		10	44	3													
17	石川県	3,249	454	43		2,795	100			36	8													
18	福井県	2,026	290	30		1,735	67		1	42	5													
19	山梨県	4,586	300	39		4,286	157			48	19													
20	長野県	10,507	952	86		9,555	301			88	5													
21	岐阜県	7,467	860	88		6,607	145			99	10													
22	静岡県	7,163	968	142	(1)	6,154	122		41	95	15													
23	愛知県	7,571	1,046	217		6,509	321		16	164	20													
24	三重県	7,368	768	62		6,592	126		8	55	2													
25	滋賀県	2,754	474	88	(1)	2,279	204		1	90	17													
26	京都府	3,710	209	16		3,500	157		1	49	3	90	77	18								13	2	
27	大阪府	1,494	80			1,341	173		73	71	8	152	142	20								10	1	
28	兵庫県	6,792	491	93		6,298	424		3	74	10	259	233	59								26	6	
29	奈良県	2,814	211	9		2,603	134			13		216	208	19								8	2	
30	和歌山県	2,942	308	16		2,634	103			18	2	70	66	13								4		
31	鳥取県	1,362	184	9		1,178	49	(1)		10	1													
32	島根県	2,416	260	11		2,156	43			9	1													
33	岡山県	2,742	151			2,576	95		15	43	2	191	175	35								16	2	
34	広島県	3,741	289	5		3,449	98		3	34	7	216	190	25								26	5	
35	山口県	3,361	201	3		3,111	77		49	66	6	217	217	60										
36	徳島県	3,518	113			3,398	35		7	25	3	169	155	19								14		
37	香川県	2,257	99			2,153	50		5	28	3	173	150	13								23	2	
38	愛媛県	3,138	154	1		2,972	56		12	34	6	189	183	32								6		
39	高知県	2,283	256	17		2,027	39			5														
40	福岡県	3,700	612	48		3,037	70		51	54	5	43	38	3								5		
41	佐賀県	2,288	264	26		2,024	53			31	3													
42	長崎県	5,002	260	35		4,742	62			13	1													
43	熊本県	2,825	453	29		2,370	62		2	30	1													
44	大分県	4,291	246	5		4,029	39		16	15	2	172	169	11								3	1	
45	宮崎県	3,196	354	19		2,837	34		5	20	2													
46	鹿児島県	4,864	709	21		4,155	55			21	3													
47	沖縄県	1,759	395	29		1,364	49			4	3													
都道府県計		195,731	21,559	2,082	(2)	172,734	6,042	(2)	1,438	2,458	285	2,157	2,003	327								154	21	
政令市計		56,025	5,508	875		48,204	4,185	(1)	2,313	1,459	184	901	840	210								61	9	
合計		251,756	27,067	2,957	(2)	220,938	10,227	(3)	3,751	3,917	469	3,058	2,843	537								215	30	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場										
	特定事業場										有害物質貯蔵指定事業場										
	総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数			②うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)			③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数			④うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)			⑤第5条第3項有害物質貯蔵指定事業場	うち有害物質貯蔵指定施設の数	総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数				
②うち有害物質使用特定事業場		③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場	⑤第5条第3項有害物質貯蔵指定事業場	⑥平均排水量50m ³ /日以上の事業場数	⑦うち有害物質使用特定事業場	⑧平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	⑨うち有害物質使用特定事業場													
56	静岡市	1,076	132	22		919	46		25	12	1										
57	浜松市	898	134	44		704	39		60	22	6										
58	沼津市	928	88	20		840	17			35	6										
59	富士市	673	139	15		522	10		12	13	2										
60	名古屋市	527	66	13		325	63		136	57	8										
61	豊橋市	660	89	18		563	32		8	8	1										
62	岡崎市	361	57	5		299	22		5	6											
63	一宮市	400	56	2		340	35		4	1											
64	春日井市	441	69	12		372	42			16	1										
65	豊田市	857	121	29		733	22		3	13	2										
66	四日市市	894	110	17		782	15		2	36	1										
67	大津市	343	35	11		308	35			4											
68	京都市	937	7			809	69		121	23	4	18	16	2					2		
69	大阪市	650	12			63	32		575	74	17	12	12	6							
70	堺市	299	16			256	62		27	43	9	56	55	21					1		
71	岸和田市	193	6			179	38		8	6	1										
72	豊中市	85	2			68	21		15	10	1										
73	吹田市	87	2			58	11		27	10	1	7	6					1			
74	高槻市	109	1			102	16		6	5		8	7	3				1			
75	枚方市	245	34	13		210	24		1	6		12	12	4							
76	茨木市	121	1			109	42		11	4											
77	八尾市	256	4			229	47		23	6	3	2	2	1							
78	寝屋川市	127				118	20		9	2	1	1	1								
79	東大阪市	166	2			86	9		78	7	2	6	6								
80	神戸市	954	38			865	250		51	53	8	45	43	11				2			
81	姫路市	314	34			267	21		13	22	3	56	51	11				5	1		
82	尼崎市	119	5			56	7		58	35	6	18	15	9				3	2		
83	明石市	48	7			33			8	8		13	13	2							
84	西宮市	154	3			151	30			4	2	10	8	1				2	1		
85	加古川市	214	9			203	9		2	9	1										
86	宝塚市	111				111	4			1											
87	奈良市	302	16			282	16		4	2		23	20	2				3			
88	和歌山市	725	60	4		655	26		10	14	3	72	68	8				4			
89	鳥取市	909	110	12		796	28		3	5											
90	松江市	505	53	3		432	23		20	2	2										
91	岡山市	910	49			845	47		16	21	4	75	70	16				5			
92	倉敷市	583	16			564	35		3	27	2	95	92	26				3			
93	広島市	945	30			875	56		40	31		32	28	7				4			
94	呉市	586	27			557	38		2	2		13	12	3				1	1		
95	福山市	686	22			658	60		6	12	1	45	38	6				7			
96	下関市	589	26			563	3			6		36	34	10				2			
97	徳島市	677	57			613	15		7	8		49	45	8				4	1		
98	高松市	1,036	26			1,000	44		10	9		39	34	5				5	1		
99	松山市	619	25			585	36		9	5		65	61	8				4	1		
100	高知市	679	97	16		579	13		3	5	1										
101	北九州市	256	8			156	17		92	59	8	45	45	23							
102	福岡市	341	26	3		205	3		110	11	4										
103	久留米市	352	39	3		300	8		13	2	2										
104	佐賀市	440	52	6		388	26			6											
105	長崎市	567	49			518	32			6	3										
106	佐世保市	487	49	4		438	11			1											
107	熊本市	1,098	85	5		1,012	43		1	11											
108	大分市	879	47			827	44		5	22	1	48	46	17				2	1		
109	宮崎市	691	70	8		621	23			6	1										
110	鹿児島市	608	60	3		540	78		8	13	2										
111	那覇市	69	6	1		63	15														
政令市計		56,025	5,508	875		48,204	4,185	(1)	2,313	1,459	184	901	840	210			61		9		

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

号 番 号	釜 戸 野 水 池	八 郎 湖		霞 ケ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市	
1																											
1の2			1				1	20		1		1			2												26
2					7	1	6	1			1		1	2	1											20	
3					2		1						5	2					7							17	
4					6		1	1						9					1							18	
5		1			4									1												6	
6																											
7																											
8																									1	1	
9																											
10		1			6		3					1	1	7												19	
11														1												1	
12					1																					1	
13																											
14																											
15																											
16					2			1						3										1		7	
17					2			2						2												6	
18																											
18の2					3		1							1					1							6	
18の3																											
19												1		26	1											28	
20																											
21																											
21の2																											
21の3																											
21の4																											
22														1												1	
23														1	1									1		3	
23の2					1									1												2	
24																											
26					1																					1	
27					1																					1	
28					1																					1	
29																											
30																											
31																											
32																											
33					1		1							1												1	
34														5												7	
35																											
36																											
37																											
38																											
38の2																											
39																											
40																											
41																											
42																											
43																											
44																											
45																											
46																											
47					1		1							2										1		4	
48					1																					5	
																										1	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,751 (25%)	4,068	60,683
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,641 (13%)	113	32,528
3	畜産農業(1の2)	24,544 (10%)	493	24,051
4	洗濯業(67)	18,851 (7%)	487	18,364
5	し尿処理施設(72)	10,033 (4%)	8,561	1,472
6	豆腐・煮豆製造業(17)	9,947 (4%)	237	9,710
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,068 (4%)	1,882	7,186
8	水産食料品製造業(3)	8,219 (3%)	682	7,537
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,853 (2%)	1,252	4,601
10	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(71の2)	5,055 (2%)	472	4,583
総計		188,962 (74%)	18,247	170,715

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		
			②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
1	鉱業・水洗炭業	(水)	195	71	7		124	
		(瀬)	12	8	7		4	
			207	79	14		128	
1 の 2	畜産農業	(水)	24,534	484	13		24,050	23
		(瀬)	10	9			1	
			24,544	493	13		24,051	23
2	畜産食料品製造業	(水)	2,987	555	59		2,432	26
		(瀬)	72	72	13			
			3,059	627	72		2,432	26
3	水産食料品製造業	(水)	8,159	622			7,537	1
		(瀬)	60	60	2			
			8,219	682	2		7,537	1
4	保存食料品製造業	(水)	4,758	470	4		4,288	2
		(瀬)	51	48	1		3	
			4,809	518	5		4,291	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,137	155	7		2,982	5
		(瀬)	25	25	3			
			3,162	180	10		2,982	5
6	小麦粉製造業	(水)	10				10	
		(瀬)						
			10				10	
7	砂糖製造業	(水)	65	39	1		26	
		(瀬)	5	5				
			70	44	1		26	
8	パン・菓子製造業	(水)	1,013	41			972	
		(瀬)	14	14				
			1,027	55			972	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	540	54			486	
		(瀬)						
			540	54			486	
10	飲料製造業	(水)	4,214	479	56		3,735	20
		(瀬)	57	55	13		2	
			4,271	534	69		3,737	20
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	573	89	2		484	14
		(瀬)	6	6				
			579	95	2		484	14
12	動植物油脂製造業	(水)	326	53	2		273	4
		(瀬)	14	14	2			
			340	67	4		273	4
13	イースト製造業	(水)	11	6			5	
		(瀬)	1	1				
			12	7			5	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	68	36	1		32	
		(瀬)	4	4				
			72	40	1		32	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	54	11	1		43			
		(瀬)	1	1						
			55	12	1		43			
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,626	98			2,528			
		(瀬)	23	23						
			2,649	121			2,528			
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	9,921	212	1		9,709			
		(瀬)	26	25	2		1			
			9,947	237	3		9,710			
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	9	3			6			
		(瀬)	1	1						
			10	4			6			
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	570	137			433			
		(瀬)	36	36						
			606	173			433			
18 の 3	たばこ製造業	(水)	6	2			4			
		(瀬)								
			6	2			4			
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,797	250	45		1,547	54		
		(瀬)	126	123	9		3			
			1,923	373	54		1,550	54		
20	洗 毛 業	(水)	20	2			18	2		
		(瀬)								
			20	2			18	2		
21	化学繊維製造業	(水)	24	17	8		7	2		
		(瀬)	13	13	7					
			37	30	15		7	2		
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	123	3			120			
		(瀬)								
			123	3			120			
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	217	11			206	1		
		(瀬)								
			217	11			206	1		
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	18	1			17			
		(瀬)	1	1						
			19	2			17			
22	木材薬品処理業	(水)	331	10	4		321	44		
		(瀬)								
			331	10	4		321	44		
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	597	280	17		317	7		
		(瀬)	82	82	5					
			679	362	22		317	7		
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,388	31	8		1,357	168		
		(瀬)	3	3	1					
			1,391	34	9		1,357	168		

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	52	13	10		39	10
		(瀬)	10	10	7			
			62	23	17		39	10
26	無機顔料製造業	(水)	31	15	8		16	3
		(瀬)	14	14	7			
			45	29	15		16	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	432	153	80		279	121
		(瀬)	78	78	50			
			510	231	130		279	121
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	26	8			18	1
		(瀬)	2	2				
			28	10			18	1
29	コーラール製品製造業	(水)	4				4	2
		(瀬)	3	3	2			
			7	3	2		4	2
30	発 酵 工 業	(水)	47	16	7		31	4
		(瀬)	2	2	1			
			49	18	8		31	4
31	メタン誘導品製造業	(水)	13	5	3		8	4
		(瀬)	1	1	1			
			14	6	4		8	4
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	43	16	11		27	9
		(瀬)	7	7	4			
			50	23	15		27	9
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	311	121	53		190	31
		(瀬)	38	38	18			
			349	159	71		190	31
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	7	6		9	1
		(瀬)	2	2	2			
			18	9	8		9	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	5	5		3	
		(瀬)	4	4	1			
			12	9	6		3	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3		13	7
		(瀬)	2	2	1			
			19	6	4		13	7
37	その他石油化学工業	(水)	65	24	15		41	11
		(瀬)	26	26	18			
			91	50	33		41	11
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28				28	
		(瀬)	3	3	1			
			31	3	1		28	

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		
			②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2	
		(瀬)	2				2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6	
		(瀬)	7	1	1		6	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	9	1			8	1
		(瀬)	2	2			8	1
41	香 料 製 造 業	(水)	49	9	4		40	2
		(瀬)	2	2	2		40	2
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1			5	
		(瀬)	1	1			5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	9	4	2		5	1
		(瀬)	1	1	1		5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	2			4	
		(瀬)	1	1			4	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	3				3	
		(瀬)	3				3	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	470	157	104		313	84
		(瀬)	54	51	28		3	2
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	369	157	85		212	83
		(瀬)	31	30	13		1	
48	火 薬 製 造 業	(水)	5	2	2		3	2
		(瀬)	5	5	5		3	2
49	農 薬 製 造 業	(水)	24	8	4		16	10
		(瀬)	4	4	4		16	10
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	8	1	1		7	6
		(瀬)	8	1	1		7	6
51	石 油 精 製 業	(水)	21	14	6		7	1
		(瀬)	13	13	7		7	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	118	41	19		77	10
		(瀬)	16	16	9		77	10

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	16	5	1	11	1
		(瀬)	16	5	1	11	1
52	皮 革 製 造 業	(水)	114	8	4	106	2
		(瀬)	114	8	4	106	2
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	648	98	74 (1)	550	205
		(瀬)	5	4	3	1	
			653	102	77 (1)	551	205
54	セメント製品製造業	(水)	2,164	47	4	2,117	45
		(瀬)	10	7	2	3	2
			2,174	54	6	2,120	47
55	生コンクリート製造業	(水)	4,642	359	4	4,283	107
		(瀬)	20	18		2	
			4,662	377	4	4,285	107
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	40	3		37	6
		(瀬)	40	3		37	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	5		1	1
		(瀬)	1	1			
			7	6		1	1
58	窯業原料精製業	(水)	651	59	27	592	47
		(瀬)	5	5	3		
			656	64	30	592	47
59	砕 石 業	(水)	719	63		656	4
		(瀬)	8	5	1	3	
			727	68	1	659	4
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,521	154		1,367	3
		(瀬)	9	7		2	
			1,530	161		1,369	3
61	鉄 鋼 業	(水)	218	79	29	139	7
		(瀬)	42	42	23		
			260	121	52	139	7
62	非鉄金属製造業	(水)	251	74	52	177	74
		(瀬)	18	18	14		
			269	92	66	177	74
63 の 2	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,478	455	304	2,023	511
		(瀬)	54	50	38	4	3
			2,532	505	342	2,027	514
63 の 3	自動式洗びん施設	(水)	37	5		32	
		(瀬)	1	1			
			38	6		32	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	57	49	6	8	1
		(瀬)	21	21	8		
			78	70	14	8	1

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		②		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	10	2			8	
		(瀬)	3	3	3			
			13	5	3		8	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	682	252	16		430	11
		(瀬)	55	42			13	
			737	294	16		443	11
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,701	1,104	748		4,597	1,866
		(瀬)	152	148	101		4	2
			5,853	1,252	849		4,601	1,868
66	電気めっき施設	(水)	1,551	418	382		1,133	960
		(瀬)	29	28	24		1	1
			1,580	446	406		1,134	961
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	119	3			116	4
		(瀬)						
			119	3			116	4
66 の 3	旅館業	(水)	64,343	3,723	8		60,620	4
		(瀬)	408	345			63	1
			64,751	4,068	8		60,683	5
66 の 4	共同調理場	(水)	1,096	219			877	
		(瀬)	39	38			1	
			1,135	257			878	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,039	292			747	2
		(瀬)	68	57			11	
			1,107	349			758	2
66 の 6	飲食店	(水)	2,655	690	2		1,965	1
		(瀬)	229	191			38	
			2,884	881	2		2,003	1
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	58	9			49	
		(瀬)	2	2				
			60	11			49	
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	48	3			45	
		(瀬)						
			48	3			45	
67	洗濯業	(水)	18,803	439	28		18,364	1,042
		(瀬)	48	48	1			
			18,851	487	29		18,364	1,042
68	写真現像業	(水)	4,611	18	2		4,593	841
		(瀬)	6	4	2		2	1
			4,617	22	4		4,595	842
68 の 2	病院	(水)	890	331	55		559	130
		(瀬)	71	70	7		1	1
			961	401	62		560	131
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	194	112	1		82	2
		(瀬)	10	10				
			204	122	1		82	2

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③			
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
69 の 2	卸 売 市 場	(水)	115	42			73		
		(瀬)	6	6					
			121	48			73		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	47	3			44		
		(瀬)	3	3					
			50	6			44		
70 の 2	自動車特定整備事業の洗車施設	(水)	822	9			813	5	
		(瀬)							
			822	9		813	5		
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	32,625	98			32,527	10	
		(瀬)	16	15			1		
			32,641	113			32,528	10	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,969	406	258	(1)	4,563	2,494	(3)
		(瀬)	86	66	36		20	17	
			5,055	472	294	(1)	4,583	2,511	(3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	880	43	10		837	97	
		(瀬)	11	11	2				
			891	54	12		837	97	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	450	73	16		377	67	
		(瀬)	7	7	2				
			457	80	18		377	67	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	854	31	27		823	800	
		(瀬)	4	4	4				
			858	35	31		823	800	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	43	6	6		37	32	
		(瀬)	3	3	1				
			46	9	7		37	32	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	9,434	7,986	61		1,448	17	
		(瀬)	599	575	6		24		
			10,033	8,561	67		1,472	17	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,167	2,108	119		59	2	
		(瀬)							
			2,167	2,108	119		59	2	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	677	295	38		382	46	
		(瀬)	44	41	9		3		
			721	336	47		385	46	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）		9,068	1,882	10		7,186	3	
			9,068	1,882	10		7,186	3	
合 計		(水)	248,005	27,067	2,957	(2)	220,938	10,227	(3)
		(瀬)	3,058	2,843	537		215	30	
			251,063	29,910	3,494	(2)	221,153	10,257	(3)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

	第5条の届出						第7条出届	第8条に基づく等 計画変更命令等			第6条第1項出届	第10条出届			第11条出届
	第1項	第2項	第3項		計	第5条関係		第7条関係	計	氏名等変更		使用廃止	計		
			有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設											
1	北海道	79		1	2	82	101					207	88	295	16
2	青森県	19				19	28					51	30	81	7
3	岩手県	97		11	4	112	40				1	106	77	183	16
4	宮城県	59				59	80					122	40	162	20
5	秋田県	71			5	76	27					93	70	163	26
6	山形県	85			1	86	54				1	75	85	160	16
7	福島県	89			8	97	44				1	91	93	184	20
8	茨城県	127		13	16	156	106				2	201	106	307	27
9	栃木県	121		2	2	125	41					136	112	248	17
10	群馬県	48		6		54	34				3	91	33	124	30
11	埼玉県	170		3	3	176	57					234	188	422	33
12	千葉県	120		4	15	139	76				5	270	89	359	19
13	東京都	78		71	9	158	68					279	179	458	25
14	神奈川県	90		1	2	93	47					91	71	162	44
15	新潟県	85			2	87	58				1	102	106	208	33
16	富山県	69		2	2	73	29					46	37	83	7
17	石川県	52			4	56	55				2	74	70	144	21
18	福井県	75			4	79	31					41	45	86	13
19	山梨県	57		3	4	64	41					70	52	122	19
20	長野県	191		8	2	201	77					170	130	300	42
21	岐阜県	123			6	129	80					108	66	174	25
22	静岡県	80		6	12	98	94					200	101	301	42
23	愛知県	287		11	10	308	247				1	423	380	803	61
24	三重県	161		3	2	166	93					154	119	273	33
25	滋賀県	157			4	161	166					141	100	241	22
26	京都府	124		1	2	127	47					96	67	163	23
27	大阪府	67		6	2	75	45					95	74	169	17
28	兵庫県	86			9	95	50					138	84	222	20
29	奈良県	21				21	4					20	15	35	1
30	和歌山県	107			1	108	14					49	64	113	29
31	鳥取県	29		1	1	31	30					60	14	74	19
32	島根県	72				72	31					65	51	116	19
33	岡山県	77			4	81	31				1	74	65	139	17
34	広島県	97		1	2	100	26				2	97	48	145	17
35	山口県	38		6	12	56	22					58	35	93	10
36	徳島県	32				32	14					34	16	50	6
37	香川県	94		3	1	98	41					70	151	221	20
38	愛媛県	59			3	62	22				1	38	29	67	9
39	高知県	70				70	27					52	44	96	11
40	福岡県	70		6	1	77	36					105	73	178	16
41	佐賀県	69		1		70	33					59	41	100	16
42	長崎県	94		1		95	50				1	67	123	190	29
43	熊本県	121		2	1	124	32					54	56	110	10
44	大分県	92		1	4	97	11					60	32	92	17
45	宮崎県	82				82	47					70	49	119	13
46	鹿児島県	90		2	2	94	45					50	43	93	9
47	沖縄県	55		3		58	10					34	8	42	10
都道府県計		4,236		179	164	4,579	2,442				22	5,021	3,649	8,670	972
政令市計		1,851		182	90	2,123	1,329				22	3,018	2,047	5,065	377
合計		6,087		361	254	6,702	3,771				44	8,039	5,696	13,735	1,349

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基 づく命令等			第6条 第1項出	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条係 関	第7条係 関		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	札幌市	2		4		6	2				23	15	38	2	
2	函館市	2				2	4				10	5	15	1	
3	旭川市				1	1	4				18	2	20		
4	青森市	12				12	6				27	8	35	1	
5	八戸市	11				11	12			1	22	11	33	5	
6	盛岡市	6		1		7	3				31	7	38		
7	仙台市	29		2		31	19				41	25	66	9	
8	秋田市	17		1		18	16				38	19	57	1	
9	山形市	16				16	10				18	26	44		
10	福島市	11				11	2				16	10	26		
11	郡山市	36			2	38	29				37	23	60	10	
12	いわき市	32			5	37	28				40	28	68	8	
13	水戸市	7				7	1				8	2	10	1	
14	つくば市	73			2	75	34				42	84	126	1	
15	宇都宮市	20			4	24	14				24	23	47	5	
16	前橋市	10		1		11	2				40	7	47	3	
17	高崎市	17		1		18	8				34	12	46	2	
18	伊勢崎市	9				9	5				18	9	27	2	
19	太田市	15				15	3				10	7	17	1	
20	さいたま市	14		1		15	6				38	23	61	5	
21	川越市	2				2	15				36	12	48	4	
22	熊谷市	1		3		4	11				23	7	30		
23	川口市	4		2	1	7	9				18	13	31	2	
24	所沢市	4				4	5				15	7	22	3	
25	春日部市	9				9					11	5	16		
26	草加市	2				2	2				3	3	6		
27	越谷市	19				19	4				12	14	26	3	
28	千葉市	27		3	1	31	22				49	16	65	1	
29	市川市	10				10	12				45	9	54	8	
30	船橋市	20		1		21	7				30	25	55	5	
31	松戸市	17			2	19	1				19	41	60	3	
32	柏市	14		3	1	18	3				19	8	27	2	
33	市原市	22			5	27	29				47	15	62	4	
34	八王子市	15			2	17	10				41	20	61	5	
35	町田市	8				8	3				35	15	50	5	
36	横浜市	103		12	3	118	63			2	133	89	222	19	
37	川崎市	34		18	6	58	73				70	57	127	10	
38	相模原市	27				27	17			2	55	26	81	13	
39	横須賀市	3		1		4	8			1	19	15	34	1	
40	平塚市	24			2	26	12				41	27	68	10	
41	藤沢市	32		3		35	29				21	22	43	7	
42	小田原市	12				12	1				17	8	25	4	
43	茅ヶ崎市	13				13	8				8	8	16	3	
44	厚木市	20			1	21	3				24	20	44	1	
45	大和市	10				10					16	8	24	3	
46	新潟市	32			4	36	12				39	22	61	3	
47	長岡市	18			1	19	9				19	14	33	5	
48	上越市	18			1	19	20				15	16	31	3	
49	富山市	24				24	15				26	19	45	2	
50	金沢市	28				28	4				35	20	55	4	
51	福井市	15			2	17	11				19	18	37	2	
52	甲府市	9				9	3				12	13	25	1	
53	長野市	9				9	21				35	20	55	1	
54	松本市	7			1	8	13				34	18	52	4	
55	岐阜市	16				16	20				27	21	48	3	

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出					第7条出 届	第8条に基 づく命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 出 届
	第1項	第2項	第3項		計		第5条係 関	第7条係 関	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
			有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
56	静岡市	30				30				2	31	27	58	4
57	浜松市	26		5		31				2	84	38	122	19
58	沼津市	3				3					8	3	11	
59	富士市	22		4	1	27					33	25	58	
60	名古屋市	27		3	2	32					51	38	89	4
61	豊橋市	22		3		25					69	22	91	1
62	岡崎市	12		2		14					47	14	61	1
63	一宮市	40				40					39	34	73	12
64	春日井市	13				13					34	14	48	
65	豊田市	62			5	67					71	69	140	6
66	四日市市	26		3	3	32					28	31	59	5
67	大津市	35				35					26	25	51	
68	京都市	16		14	3	33				1	39	40	79	4
69	大阪市	8		24	5	37					49	41	90	4
70	堺市	8		4	1	13					33	7	40	2
71	岸和田市	4				4					10	6	16	2
72	豊中市	4		6		10					4	14	18	1
73	吹田市	27		7		34					11	42	53	2
74	高槻市	10				10					17	10	27	1
75	枚方市	6				6					18	6	24	8
76	茨木市	11		2		13					6	11	17	1
77	八尾市			1	1	2					5	7	12	
78	寝屋川市	6				6				1	9	7	16	1
79	東大阪市	1		7		8						15	15	
80	神戸市	43		5		48					74	44	118	7
81	姫路市	17			2	19				4	30	25	55	
82	尼崎市	5		11	1	17				1	21	12	33	3
83	明石市	4			1	5					8	9	17	
84	西宮市	6				6					5	5	10	1
85	加古川市	4				4					13	2	15	1
86	宝塚市	5				5					2	7	9	1
87	奈良市	3				3					10		10	1
88	和歌山市	7			1	8					15	5	20	
89	鳥取市	17				17					18	10	28	3
90	松江市	23				23					12	14	26	2
91	岡山市	37		2	1	40					65	49	114	5
92	倉敷市	16			6	22				1	31	17	48	1
93	広島市	25		2		27				2	43	26	69	12
94	呉市	9				9					10	7	17	
95	福山市	25				25					16	11	27	4
96	下関市	4			2	6					4	5	9	3
97	徳島市	10				10					12	7	19	1
98	高松市	19				19					36	31	67	13
99	松山市	14				14				1	26	17	43	1
100	高知市	19				19					18	9	27	1
101	北九州市	4		2	4	10					24	8	32	3
102	福岡市			4		4					21	14	35	3
103	久留米市	1		2		3					4	1	5	3
104	佐賀市	21				21					28	18	46	6
105	長崎市	13			1	14					19	11	30	7
106	佐世保市	22				22					28	27	55	10
107	熊本市	24		6	1	31					22	27	49	3
108	大分市	31			1	32				1	43	29	72	2
109	宮崎市	20		6	1	27					19	23	42	
110	鹿児島市	15				15					15	14	29	1
111	那覇市	2				2					1		1	
政令市計		1,851		182	90	2,123				22	3,018	2,047	5,065	377

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査 (第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち、瀬戸内 海海上の特 定施設を設 置する工場 、事業場 に係るもの	
1	北海道										484		41	1			485		41	
2	青森県										228		3				228		3	
3	岩手県										423		78				423		78	
4	宮城県										239						239			
5	秋田県										358		3				358		3	
6	山形県	1									152		21				152		21	
7	福島県										258		56				258		56	
8	茨城県										565		79				565		79	
9	栃木県	1									184		111				184		111	
10	群馬県										217		47				217		47	
11	埼玉県	2									766		408				766		408	
12	千葉県										740		94				740		94	
13	東京都										421		151				421		151	
14	神奈川県										172		49				172		49	
15	新潟県										221		75	3			224		75	
16	富山県										31		17				31		17	
17	石川県										248		98				248		98	
18	福井県										163		32				163		32	
19	山梨県										207		99				207		99	
20	長野県	1									591		166				591		166	
21	岐阜県										605		240				605		240	
22	静岡県										340	1	27	18			358	1	27	
23	愛知県										1,931		292				1,931		292	
24	三重県										467						467			
25	滋賀県										292	1	51				292	1	51	
26	京都府										187		48				187		48	77
27	大阪府										836		212				836		212	151
28	兵庫県										246		25				246		25	67
29	奈良県										147		3				147		3	77
30	和歌山県										82		31				82		31	31
31	鳥取県										92		3				92		3	
32	島根県										102		8				102		8	
33	岡山県	1									384		7	2			386		7	172
34	広島県	1									471		21				471		21	186
35	山口県										320		10				320		10	155
36	徳島県										176		7				176		7	84
37	香川県										336		37				336		37	121
38	愛媛県										323		29				323		29	103
39	高知県										204						204			
40	福岡県	2									429						429			29
41	佐賀県										154		41				154		41	
42	長崎県										750		1				750		1	
43	熊本県										161						161			
44	大分県										315		8				315		8	133
45	宮崎県										504		52				504		52	
46	鹿児島県										183						183			
47	沖縄県										46		4				46		4	
都道府県計		9									16,751	2	2,785	24			16,775	2	2,785	1,386
政令市計		1									9,958		1,871	504			10,462		1,871	1,857
合計		10									26,709	2	4,656	528			27,237	2	4,656	3,243

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設 の 設置・ 変更	特定 地下 浸透 水の 制限	構造 基準 等の 遵守	定期 点 検 の 結 果 の 保 存	地下 水 の 浄 化	その他	合計
1	北海道	16	117	133	15		34	112	161										
2	青森県	28	47	75	18		7	64	89										
3	岩手県	20	27	47	23		12	12	47										
4	宮城県	21	10	31	16	5	6	8	35										
5	秋田県	12	87	99	5		29	65	99										
6	山形県	9	58	67	13	2		53	68		11	11			5	9			14
7	福島県	11	89	100	10		17	79	106	1	9	10			2	8		1	11
8	茨城県	65	76	141	46		28	71	145	2	5	7	1			6			7
9	栃木県	61	20	81	2		14	67	83										
10	群馬県	8	45	53	11		9	36	56	5	17	22	7		14	9		2	32
11	埼玉県	38	194	232	54	1	41	145	241	4	45	49				31		20	51
12	千葉県	80	180	260	80	2	70	126	278		30	30			12	16		20	48
13	東京都		56	56	6		5	49	60		78	78			4	38		72	114
14	神奈川県	2	13	15	1	1		14	16		3	3				1		3	4
15	新潟県	12	34	46	13		6	28	47		22	22			3	11		10	24
16	富山県		2	2	1			1	2										
17	石川県	8		8				8	8										
18	福井県	9	10	19	7			13	20		4	4	2		2				4
19	山梨県	23	41	64	19		16	46	81		1	1			1				1
20	長野県	45	42	87	31		15	52	98	3	1	4			1		3	4	4
21	岐阜県	3	68	71	22		6	43	71		5	5				5			5
22	静岡県	11	26	37	11		11	15	37		1	1				1			1
23	愛知県	83	1049	1132	117		3	1012	1132	4	186	190			96	65		45	206
24	三重県	19	79	98	20		17	73	110										
25	滋賀県	88	31	119	13		7	99	119	27	2	29			9	12		8	29
26	京都府	7	3	10				10	10										
27	大阪府	14	179	193	21	13	39	147	220		10	10			5	2		4	11
28	兵庫県	5	52	57	12	1	6	40	59		9	9				3	5	1	9
29	奈良県	9	11	20				20	20										
30	和歌山県	2	80	82	1		6	75	82		3	3			1	2			3
31	鳥取県	11	1	12				12	12										
32	島根県	27	9	36	4		17	20	41	1		1			2				2
33	岡山県	55	26	81	39		7	37	83		4	4			3	2		1	6
34	広島県	58	4	62	31			31	62										
35	山口県	14	11	25	10		1	14	25		2	2						2	2
36	徳島県	3	16	19	10		4	5	19		3	3						3	3
37	香川県	25	24	49	15			34	49	3	5	8	6		1	2		3	12
38	愛媛県	6	18	24	6		11	7	24										
39	高知県	9	34	43	13		8	22	43										
40	福岡県	14	15	29	6		42	8	56										
41	佐賀県	4	10	14	12	1		1	14										
42	長崎県	5	34	39	8		13	18	39										
43	熊本県	5	8	13	4			9	13										
44	大分県	4	4	8	3			5	8										
45	宮崎県	19	1	20	20				20										
46	鹿児島県	16		16	16				16										
47	沖縄県	4	24	28	12		8	18	38										
都道府県計		988	2,965	3,953	797	26	515	2,824	4,162	50	456	506	16		161	223	5	198	603
政令市計		579	518	1,097	543	2	145	450	1,140	57	130	187	15		62	116	1	64	258
合計		1,567	3,483	5,050	1,340	28	660	3,274	5,302	107	586	693	31		223	339	6	262	861

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数								
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計		
(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海面上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの																	
1	札幌市										59		14				59	14	
2	函館市										20						20		
3	旭川市										45						45		
4	青森市										61		3				61	3	
5	八戸市										73		30	11			84	30	
6	盛岡市										33		9				33	9	
7	仙台市										79		35				79	35	
8	秋田市										68			7			75		
9	山形市										47		14				47	14	
10	福島市										77		4				77	4	
11	郡山市										82		34				82	34	
12	いわき市										88		36				88	36	
13	水戸市										11		7				11	7	
14	つくば市										23		16				23	16	
15	宇都宮市										89		33				89	33	
16	前橋市										97			1			98		
17	高崎市										139		73				139	73	
18	伊勢崎市										62						62		
19	太田市										21		11				21	11	
20	さいたま市										200		12				200	12	
21	川越市										217		55				217	55	
22	熊谷市										99						99		
23	川口市										126		9				126	9	
24	所沢市										55		8				55	8	
25	春日部市										55		1				55	1	
26	草加市										29		5				29	5	
27	越谷市										115		21				115	21	
28	千葉市										43						43		
29	市川市										78		5				78	5	
30	船橋市										97		5				97	5	
31	松戸市										95		18				95	18	
32	柏市										37		1				37	1	
33	市原市										124						124		
34	八王子市										22						22		
35	町田市										58		2				58	2	
36	横浜市										462		37				462	37	
37	川崎市										141		8	2			143	8	
38	相模原市										94		16				94	16	
39	横須賀市										30		13				30	13	
40	平塚市										62		28				62	28	
41	藤沢市										102		7				102	7	
42	小田原市										36		9				36	9	
43	茅ヶ崎市										28		14				28	14	
44	厚木市										7						7		
45	大和市										43						43		
46	新潟市										159		2				159	2	
47	長岡市										55		2	1			56	2	
48	上越市										104						104		
49	富山市										179		6				179	6	
50	金沢市										130		62	4			134	62	
51	福井市										96		4				96	4	
52	甲府市										10						10		
53	長野市										77		7				77	7	
54	松本市										94		36	1			95	36	
55	岐阜市										95		49	2			97	49	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導																
		公共用水域							地下水									
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他
1	札幌市	3		3	3			3		12	12				12			12
2	函館市	1	8	9	1		1	7	9									
3	旭川市	3		3	3				3									
4	青森市	6	9	15	6		9		15									
5	八戸市	2	6	8	1		4	3	8									
6	盛岡市	21	1	22	1			21	22									
7	仙台市	6	7	13	11			2	13									
8	秋田市	3	7	10	3	1		6	10									
9	山形市		11	11				11	11	11	11			2	6		3	11
10	福島市	11	8	19			2	17	19									
11	郡山市	3	1	4	4				4									
12	いわき市	8	25	33	8		9	16	33									
13	水戸市																	
14	つくば市	7	1	8	5		2	3	10	12	12			3	7		7	17
15	宇都宮市	3		3	3				3									
16	前橋市	7		7	3			4	7									
17	高崎市	5		5	5				5									
18	伊勢崎市	17		17	17				17									
19	太田市		6	6	6				6									
20	さいたま市	30	1	31	31				31									
21	川越市	28		28	28				28									
22	熊谷市	12	4	16	12		2	2	16	6	6				5		6	11
23	川口市																	
24	所沢市	23	2	25			6	26	32									
25	春日部市	6		6	6				6									
26	草加市	6	2	8	8				8									
27	越谷市	8		8	8				8									
28	千葉市	2	1	3	2			1	3									
29	市川市	14	6	20	14		6		20									
30	船橋市	11		11				11	11									
31	松戸市	2	1	3	3				3									
32	柏市	3		3	3				3									
33	市原市	7		7	7				7									
34	八王子市																	
35	町田市	4		4	4				4									
36	横浜市	9	21	30	9		30		39	5	12	12		5	11		13	16
37	川崎市		9	9	5			4	9		8	13					13	13
38	相模原市		15	15	13			2	15									
39	横須賀市		5	5	2		7		9		7	7		6	1			7
40	平塚市	20		20	4			16	20									
41	藤沢市	3	6	9	6		1	2	9									
42	小田原市									2	2				2			2
43	茅ヶ崎市	1	3	4	1			3	4									
44	厚木市	1		1	1				1									
45	大和市	1	1	2	2				2									
46	新潟市	8	1	9	2			7	9									
47	長岡市																	
48	上越市	3		3	3				3									
49	富山市	17	6	23	23				23									
50	金沢市	5	5	10	5			5	10									
51	福井市	5	14	19	11			8	19									
52	甲府市		5	5				5	5									
53	長野市	2		2	2				2									
54	松本市	2	2	4	2		2		4	7	7			1	6			7
55	岐阜市	2	11	13	2			11	13									

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査 (第22条第1項)										
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数										
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計				
(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海面上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの																			
56	静岡市										53							53			
57	浜松市										98		32					98		32	
58	沼津市										21							21			
59	富士市										132		10	53				185		10	
60	名古屋										308		119	8				316		119	
61	豊橋市										131		1					131		1	
62	岡崎市										72		1	1				73		1	
63	一宮市										204		18					204		18	
64	春日井市										124		33	2				126		33	
65	豊田市										73		27					73		27	
66	四日市市										72							72			
67	大津市										29							29			
68	京都市										67		26					67		26	8
69	大阪市										546		524	19				565		524	43
70	堺市										90							90			56
71	岸和田市										27							27			
72	豊中市										16		7					16		7	
73	吹田市										63		35					63		35	18
74	高槻市										76		16					76		16	28
75	枚方市										38							38			12
76	茨木市										11							11			
77	八尾市										64							64			6
78	寝屋川市										44		28					44		28	2
79	東大阪市										94		9					94		9	16
80	神戸市										121		27					121		27	67
81	姫路市										166		16	4				170		16	89
82	尼崎市										168		3					168		3	120
83	明石市										111		13					111		13	62
84	西宮市										54							54			34
85	加古川市										68							68			
86	宝塚市										11							11			
87	奈良市										38							38			22
88	和歌山市										160			344				504			351
89	鳥取市										30		1					30		1	
90	松江市										2							2			
91	岡山市										235		31					235		31	118
92	倉敷市										336		13	3				339		13	260
93	広島市										103		37					103		37	35
94	呉市										94		2	7				101		2	44
95	福山市										86			5				91			53
96	下関市										61		2	6				67		2	43
97	徳島市										81		27					81		27	51
98	高松市										117		4					117		4	36
99	松山市										92			6				98			49
100	高知市										13							13			
101	北九州市										122		3	3				125		3	107
102	福岡市										50		15					50		15	
103	久留米市										34		6					34		6	
104	佐賀市										50		10					50		10	
105	長崎市										35							35			
106	佐世保市										66							66			
107	熊本市										28			1				29			
108	大分市										181			13				194			127
109	宮崎市										29		5					29		5	
110	鹿児島市	1									134		9					134		9	
111	那覇市										1							1			
政令市計		1									9,958		1,871	504		0		10,462		1,871	1,857

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
56	静岡市	39	22	61	7		36	28	71										
57	浜松市	5	30	35	5		13	26	44					12	8		1	21	
58	沼津市	1		1				1	1										
59	富士市	1		1	1				1										
60	名古屋	2	28	30	19	1		10	30					12	10		1	23	
61	豊橋市	9	30	39	39				39						1			1	
62	岡崎市	6		6	6				6										
63	一宮市	8	75	83	8			75	83						7		9	16	
64	春日井市	3	27	30	13		6	11	30					2	8		4	14	
65	豊田市	5		5	5				5										
66	四日市市		12	12	7			6	13										
67	大津市																		
68	京都市	1		1	1				1										
69	大阪市									3								3	
70	堺市	7	3	10				10	10					3					
71	岸和田市	3		3	3				3										
72	豊中市																		
73	吹田市		3	3				3	3	4	1	5			2		3	5	
74	高槻市	2	14	16	2			14	16										
75	枚方市																		
76	茨木市		1	1				1	1										
77	八尾市	26		26	26				26										
78	寝屋川市	10	1	11				11	11	3		3					3	3	
79	東大阪市	2	2	4				4	4										
80	神戸市	9		9	5			4	9	1		1				1		1	
81	姫路市	3		3				3	3										
82	尼崎市	1	4	5				5	5										
83	明石市																		
84	西宮市	1		1	1				1										
85	加古川市		5	5	5				5										
86	宝塚市		1	1	1				1										
87	奈良市		4	4			4		4										
88	和歌山市																		
89	鳥取市																		
90	松江市		3	3	3				3										
91	岡山市	11	7	18	15			3	18	20	1	21	12		3	14		10	39
92	倉敷市	8		8	8				8										
93	広島市																		
94	呉市	3		3	3				3										
95	福山市	9	7	16	16				16										
96	下関市	5	1	6	3		1	2	6										
97	徳島市	4		4	4				4										
98	高松市	13		13	13				13										
99	松山市	5	2	7			2	5	7										
100	高知市		1	1				1	1										
101	北九州市	3	1	4				4	4										
102	福岡市	1	1	2	1		1		2	3	8	11	3		13	5		21	
103	久留米市	2		2	2				2										
104	佐賀市	8	9	17	8			9	17		6	6			3		4	7	
105	長崎市		5	5	1			4	5										
106	佐世保市	12		12				12	12										
107	熊本市	2		2	2				2										
108	大分市	4		4	4				4										
109	宮崎市		8	8	3		1	5	9										
110	鹿児島市	4		4	4				4		8	8			8			8	
111	那覇市																		
	政令市計	579	518	1,097	543	2	145	450	1,140	57	130	187	15		62	116	1	64	258

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水								特定地下浸透水						
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容			
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	北海道		34	34	33	1			34							
2	青森県	2	5	7	7				7							
3	岩手県		12	12	11		1		12							
4	宮城県	4	2	6	6				6							
5	秋田県		29	29	29				29							
6	山形県															
7	福島県		17	17	16	1			17							
8	茨城県	5	23	28	19	1	8		28							
9	栃木県	11	1	12	12	1	1		14							
10	群馬県		9	9	9				9							
11	埼玉県	9	32	41	39	2			41							
12	千葉県	5	65	70	44	2	22	2	70							
13	東京都		5	5	5				5							
14	神奈川県															
15	新潟県		6	6	6				6							
16	富山県															
17	石川県															
18	福井県															
19	山梨県	8	8	16	16				16							
20	長野県	7	8	15	13		2		15							
21	岐阜県		6	6	6				6							
22	静岡県		11	11	11				11							
23	愛知県	3		3	3				3							
24	三重県		14	14	6	7	4		17							
25	滋賀県	6	1	7	7				7							
26	京都府															
27	大阪府		37	37	34	1	4		39							
28	兵庫県	2	4	6	6				6							
29	奈良県															
30	和歌山県		6	6	6				6							
31	鳥取県															
32	島根県	10	5	15	14	1	1		16							
33	岡山県	2	3	5	5	1	1		7							
34	広島県															
35	山口県	1		1	1				1							
36	徳島県		4	4	4				4							
37	香川県															
38	愛媛県	1	10	11	11				11							
39	高知県	1	7	8	8				8							
40	福岡県	1	15	16	16	13	13		42							
41	佐賀県															
42	長崎県	2	11	13	13				13							
43	熊本県															
44	大分県															
45	宮崎県															
46	鹿児島県															
47	沖縄県		6	6	5		2	1	8							
都道府県計		80	396	476	421	31	59	3	514							
政令市計		36	96	132	108	26	11		145							
合計		116	492	608	529	57	70	3	659							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市															
2	函館市	1		1	1			1								
3	旭川市															
4	青森市		9	9	9			9								
5	八戸市	1	3	4	4			4								
6	盛岡市															
7	仙台市															
8	秋田市															
9	山形市															
10	福島市		2	2	2			2								
11	郡山市															
12	いわき市		9	9	9			9								
13	水戸市															
14	つくば市	2		2	1	1		2								
15	宇都宮市															
16	前橋市															
17	高崎市															
18	伊勢崎市															
19	太田市															
20	さいたま市															
21	川越市															
22	熊谷市		2	2	2			2								
23	川口市															
24	所沢市	6		6	6			6								
25	春日部市															
26	草加市															
27	越谷市															
28	千葉市															
29	市川市		6	6	1	5		6								
30	船橋市															
31	松戸市															
32	柏市															
33	市原市															
34	八王子市															
35	町田市															
36	横浜市		21	21	9	21		30								
37	川崎市															
38	相模原市															
39	横須賀市		3	3	2	2	3	7								
40	平塚市															
41	藤沢市		1	1		1		1								
42	小田原市															
43	茅ヶ崎市															
44	厚木市															
45	大和市															
46	新潟市															
47	長岡市															
48	上越市															
49	富山市															
50	金沢市															
51	福井市															
52	甲府市															
53	長野市															
54	松本市		2	2	2			2								
55	岐阜市															

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
56	静岡市	23	13	36	36				36							
57	浜松市		13	13	9	1	3		13							
58	沼津市															
59	富士市															
60	名古屋															
61	豊橋市															
62	岡崎市															
63	一宮市															
64	春日井市		6	6	6				6							
65	豊田市															
66	四日市市															
67	大津市															
68	京都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市															
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市															
79	東大阪市															
80	神戸市															
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市		4	4	4				4							
88	和歌山市															
89	鳥取市															
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市	1		1	1				1							
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市	2		2	2				2							
100	高知市															
101	北九州市															
102	福岡市		1	1	1				1							
103	久留米市															
104	佐賀市															
105	長崎市															
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市		1	1	1				1							
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		36	96	132	108	26	11		145							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業（2）	2	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）
水産食料品製造業（3）	3	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS） 化学的酸素要求量（COD）
めん類製造業（16）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）
豆腐・煮豆製造業（17）	1	化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）
電気めっき施設（66）	2	生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH） 六価クロム
し尿処理施設（72）	1	化学的酸素要求量（COD）、大腸菌群数

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項			第4項
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水		応急措置 命令
1	北海道			9				13	10		
2	青森県			1				4			
3	岩手県							1			
4	宮城県			3				4			
5	秋田県							1	1		
6	山形県			4				9			
7	福島県					1		1	1		
8	茨城県			1		1			1		
9	栃木県					1					
10	群馬県			1							
11	埼玉県			7				4			
12	千葉県			7							
13	東京都			1							
14	神奈川県			1				2			
15	新潟県			5				5	2		
16	富山県			1		2		5			
17	石川県			4				2			
18	福井県			1				3			
19	山梨県			3				1			
20	長野県			4				4			
21	岐阜県			17		1		7			
22	静岡県										
23	愛知県			12				15	1		
24	三重県							1			
25	滋賀県			8				1			
26	京都府			4				2	2		
27	大阪府			7		2					
28	兵庫県			5	2			3			
29	奈良県			1							
30	和歌山県										
31	鳥取県			2				1			
32	島根県							1			
33	岡山県			2		2	1	4			
34	広島県			2		2		2	1		
35	山口県	1		3		1		3	1		
36	徳島県			2				1	2		
37	香川県			2		1					
38	愛媛県			3		1		3			
39	高知県			1							
40	福岡県			1		1		2			
41	佐賀県			5	1			1			
42	長崎県			2							
43	熊本県			2				2			
44	大分県			3							
45	宮崎県			1				1			
46	鹿児島県			3			1	1			
47	沖縄県			5							
	都道府県計	1		146	3	16	2	110	22		
	政令市計			57	6	12	1	59	45		
	合計	1		203	9	28	3	169	67		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	札幌市										36	
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市											
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市			2	1				3			
9	山形市				1				1			
10	福島市											
11	郡山市											
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市											
17	高崎市					3			3			
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市			2								
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市								1			
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市				1							
29	市川市			1								
30	船橋市											
31	松戸市											
32	柏市			1								
33	市原市											
34	八王子市				1							
35	町田市									1		
36	横浜市				1		2		3			
37	川崎市				7		1	1	1	7		
38	相模原市											
39	横須賀市											
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市				2							
47	長岡市						1		4	1		
48	上越市				1				3			
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市								6			
52	甲府市								1			
53	長野市											
54	松本市											
55	岐阜市				1							

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項			第4項
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水		応急措置 命令
56	静岡市			4				5			
57	浜松市					1		1			
58	沼津市										
59	富士市			10		2		1			
60	名古屋										
61	豊橋市			4				1			
62	岡崎市			1							
63	一宮市							1			
64	春日井市			1				2			
65	豊田市										
66	四日市市										
67	大津市										
68	京都市										
69	大阪市										
70	堺市										
71	岸和田市										
72	豊中市										
73	吹田市										
74	高槻市			1				2			
75	枚方市										
76	茨木市										
77	八尾市										
78	寝屋川市										
79	東大阪市										
80	神戸市				1			4			
81	姫路市							1			
82	尼崎市			8							
83	明石市										
84	西宮市										
85	加古川市					3					
86	宝塚市			1							
87	奈良市										
88	和歌山市										
89	鳥取市										
90	松江市			2							
91	岡山市			1				1			
92	倉敷市			1		1		2			
93	広島市							2			
94	呉市										
95	福山市							1			
96	下関市										
97	徳島市			1							
98	高松市					1					
99	松山市				1						
100	高知市										
101	北九州市							2			
102	福岡市							1			
103	久留米市										
104	佐賀市			1							
105	長崎市							1			
106	佐世保市										
107	熊本市							2			
108	大分市							1			
109	宮崎市							1			
110	鹿児島市										
111	那覇市							1			
	政令市計			57	6	12	1	59	45		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
その他無機化学工業製品製造業（27）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度（pH）	1

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	451						13			4,078
	千葉県	158						4			1,912
	東京都	69						4			1,134
	神奈川県	1						1			143
	都府県計	679						22			7,267
	政令市計	629			1	1 (1)	1 (1)	48			6,031
	合計	1,308			1	1 (1)	1 (1)	70			13,298
伊 勢 湾	岐阜県	715						25			4,977
	愛知県	1,029			56 (53)		5 (3)	61			6,351
	三重県	557						16			3,743
	都府県計	2,301			56 (53)		5 (3)	102			15,071
	政令市計	623						39			3,935
	合計	2,924				56 (53)		5 (3)	141		19,006
瀬 戸 内 海	京都府	124						5			1,394
	大阪府	264						5			1,226
	兵庫県	523						21			3,919
	奈良県	362									2,021
	和歌山県	144						2			1,117
	岡山県	327						12			2,596
	広島県	363						14			2,691
	山口県	363						29			2,560
	徳島県	255						13			3,055
	香川県	249						14			2,176
	愛媛県	320						14			2,797
	福岡県	81						2			425
	大分県	304						6			3,242
	都府県計	3,679						137			29,219
	政令市計	1,426						71			12,154
合計	5,105						208			41,373	
都府県合計	6,659				56 (53)		5 (3)	261			51,557
政令市合計	2,678			1	1 (1)	1 (1)	158			22,120	
合計	9,337			1	57 (54)	1 (1)	5 (3)	419			73,677

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	58		1	1	(1)					785
	川越市	34						1			286
	熊谷市	55									264
	川口市	16									257
	所沢市	15						15			127
	春日部市	20									298
	草加市	9						2			152
	越谷市	21						1			302
	千葉市	29						4			624
	市川市	69						3			278
	船橋市	36									203
	松戸市	26						1			208
	柏市	5									16
	市原市	80						5			382
	八王子市	13					1	(1)			373
	町田市	9									163
	横浜市	68						2			865
	川崎市	57						12			434
横須賀市	9						2			14	
政令市計	629			1	1	(1)	1	(1)			6,031
伊 勢 湾	岐阜市	55						3			519
	名古屋市	66						7			325
	豊橋市	89						7			555
	岡崎市	57						3			304
	一宮市	56									344
	春日井市	69						4			372
	豊田市	121						5			734
	四日市市	110						10			782
	政令市計	623						39			3,935
瀬 戸 内 海	京都市	23									804
	大阪市	21									11
	堺市	71						1			284
	岸和田市	6									185
	豊中市	2									68
	吹田市	7									60
	高槻市	8						1			109
	枚方市	17									86
	茨木市	3									109
	八尾市	6									229
	寝屋川市	1									118
	東大阪市	6									86
	神戸市	79						11			818
	姫路市	85						7			288
	尼崎市	20						1			117
	明石市	18						1			39
	西宮市	11									153
	加古川市	26									212
	宝塚市	7									104
	奈良市	31									280
和歌山市	128						3			659	
岡山市	138						4			925	
倉敷市	109						12			572	
広島市	58									879	
呉市	39						10			558	
福山市	60						4			664	
下関市	51						1			542	
徳島市	102						5			617	
高松市	61									1,002	
松山市	86						5			593	
北九州市	53									149	
大分市	93						5			834	
政令市計	1,426						71			12,154	
政令市合計	2,678			1	1	(1)	1	(1)			22,120

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

○改善措置命令（第13条第3項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目	総量規制基準値
電気めっき施設（66）	1	リン	0.35

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表11において件数が0のものについては掲載していない。

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の14届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	1	1			4	4							2	14	3	17		
大阪府	10	6		4	16	13		3					1	24	7	31	3	
兵庫県	21	15		6	47	42		5					10	39	31	70	7	
奈良県	1	1			2	2								7	4	11		
和歌山県	4	4			5	5								6	5	11	1	
岡山県	23	20		3	19	19							4	13	17	30	5	
広島県	16	15		1	22	20		2					1	34	9	43	3	
山口県	14	12		2	44	37		7					1	38	15	53	5	
徳島県	22	17		5	26	21		5						6	13	19	2	
香川県	11	11			19	19							4	25	11	36	2	1
愛媛県	10	10			22	19		3						9	5	14		
福岡県	2	2			6	6								2	4	6		
大分県	12	11		1	4	4								19	8	27	3	
都道府県計	147	125		22	236	211		25					23	236	132	368	31	1
京都市														2		2		
大阪市					4	4								4	3	7	1	
堺市	5	4		1	7	7								19	7	26	1	
豊中市																		
吹田市	2	2			1	1								1	1	2		
高槻市	5	5			4	4								1	1	2	1	
枚方市	4	4			1	1												
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市															4	4		
神戸市	6	4		2	6	6								6	5	11		
姫路市	4	4			11	10		1						14	6	20		
尼崎市	5	4		1	8	8								5	2	7		
明石市	1	1			5	5								5	4	9		
西宮市					1	1								2		2	1	
奈良市	1	1			1	1								3	1	4		
和歌山市	3	3			3	3								4	2	6		
岡山市	5	3		2	5	5							2	12	5	17	1	
倉敷市	12	10		2	33	30		3					1	27	17	44	2	
広島市					5	5								2	3	5		
呉市	1	1			4	4								3	1	4		
福山市	2	1		1	4	4									1	1	1	1
下関市	3	3			10	10							1	5	5	10	1	
徳島市	3	3			9	9								5	2	7		
高松市					1	1								7		7		
松山市	4	3		1	13	13							2	12	3	15		
北九州市	9	9			10	10						1		28	13	41	2	
大分市	13	13			16	16								11	8	19	1	
政令市計	88	78		10	162	158		4				1	6	178	94	272	12	
合計	235	203		32	398	369		29				1	29	414	226	640	43	1

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数			
		宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷				
		県	県	市	県	県	市	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	府	市	市	市	市	市	市	市	市	市				
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		3		4	46	8		5		16	2	155	24				2	4		8		1	23	4	305				
			(2)				1							1		1													3			
			(3)														1													1		
		第7条届出	(1)				3	19	5		2			3	4	160	5				4	4	1	4				12	3	229		
			(2)						1					1		2														4		
			(3)													1								1						2		
		第8条計画変更等	(第5条関係)	(1)																												
				(2)																												
				(3)																												
	計	(第7条関係)	(1)																													
			(2)																													
			(3)																													
	第6条届出	(1)																														
		(2)																														
		(3)																														
	第10条届出	氏名等変更	(1)	1	5	1	21	18	25	2	4	2	16	6	140	14				6	4	1	11	1	2	27	5	312				
			(2)				5		8		2	2	4		13					1						2	1	38				
			(3)																				1						1			
		使用廃止	(1)		2		7	57	4	6		2	8	1	98	15				3	2		18		1	31	1	256				
			(2)				1		1				2											1				1	6			
			(3)																				5						5			
	第11条届出	(1)		2		2	1		1			1	1	22					1	2		2	1	1	1	5	42					
		(2)						1				1										1						3				
		(3)																														
	湖沼法	第8条(計画変更命令等)																														
		第10条(改善命令等)																														
	指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出			1																							1			
第16条届出																																
第17条第1項届出																																
第17条第2項届出			氏名等変更																													
			使用廃止												1															1		
第18条届出																																
第20条(改善命令等)	第1項																															
	第2項																															
立入検査数	昼間立入件数		3	11		3	6	54	4	16		20	34						13	19		16			44		243					
	夜間立入件数																															
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかわる指導(*2)	内容	文書	4		8		5	1	2		5	1	85					7	4		3		1	2	1	129					
			口頭	1		6		17							30					2								56				
			処理施設の改善	1		8		4	1				5		12					7			2			2	1	43				
			排水の一時停止																													
	湖沼法第24条による指導	内容	文書	4		6		18		2				1	103					6		1		1				142				
口頭																																

(注) *1: 施設区分(1): 湖沼特定施設(2), (3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 令和元年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	261, 251	258, 250	256, 665	255, 283
ア 全特定事業場数	260, 815	257, 806	256, 209	254, 814
① 50m ³ /日以上 うち有害物質使用特定事業場	30, 749 3, 717(2)	30, 551 3, 642(2)	30, 018 3, 472(2)	29, 910 3, 494(2)
② 50m ³ /日未満 うち有害物質使用特定事業場	226, 259 10, 570(4)	223, 444 10, 503(3)	222, 316 10, 193(3)	221, 153 10, 257(3)
③第5条第3項	3, 807	3, 811	3, 875	3, 751
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	3, 901 436	3, 873 444	3, 962 456	3, 917 469
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業(25, 712)	1. 旅館業(64, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269) 3. 畜産農業(25, 166)	1. 旅館業(64, 643) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 479) 3. 畜産農業(24, 745)	1. 旅館業(64, 751) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 641) 3. 畜産農業(24, 544)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	18件	4件	14件	10件
②一時停止命令	0件	1件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	34, 696件	28, 405件	26, 532件	27, 237件
（昼間立入）	(34, 177件)	(27, 967件)	(26, 096件)	(26, 709件)
（夜間立入）	(519件)	(438件)	(436件)	(528件)
6 行政指導	8, 456件	6, 683件	5, 968件	5, 743件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	1事業場	3事業場	2事業場	1事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。